

加監公表第2号

平成30年2月8日

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	中村 亮太
加古川市監査委員	建部 正人

定期監査等の結果に対する措置について

平成28年1月29日付加監第317号で報告の提出をした定期監査等の結果について、別紙のとおり加古川市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。



加道保第 1157 号

平成 30 年 2 月 2 日

加古川市監査委員 中西 一人 様
大塚 隆史 様
中村 亮太 様
建部 正人 様

加古川市長 岡田 康裕



定期監査等の結果に対する措置について（通知）

平成 28 年 1 月 29 日付加監第 317 号で報告のあった定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、通知いたします。

平成 27 年度 定期監査の結果に基づき講じた措置等

平成 27 年 12 月 24 日実施（建設部 道路保全課）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(指摘事項) 工事請負費の支払について 工事内容の変更に伴う増額分について、 変更契約を行わず、増額分を別の工事の経 費の一部として支払をしていたものが見受 けられた。工事費の増額があった場合は、 変更契約を締結するなど適切に処理をされ たい。 (市道池田海岸線他 1 線道路修繕工事) (加古川別府港線道路修繕工事(池田地区))</p>	<p>工事内容の変更に伴う増額分につい ては、必ず当該工事において変更契約 を締結することを徹底しています。 また、やむを得ず請負額が 130 万円 以上となつても、工事内容を精査した 上で増額変更をすることが可能であ ることを管財契約課との協議により 確認し、実施しております。</p>	措置済